

# 大規模災害の犠牲者と首都圏斎場(火葬場)の対応能力

## Victims in Large Disasters and Capacity of Crematoriums: Implications for the Tokyo Metropolitan Area

佐藤孝治\*  
Koji SATO

\*神奈川大学経済学部

Faculty of Economics, Kanagawa University

Since large disasters such as Isewan Typhoon and the Great Hanshin-Awaji Earthquake hit Japan, disaster victims were always major concern for the aftermath. However, decent and proper treatments were never established before the Great East Japan Earthquake occurred, in which death tolls were about 18,500 in the Tohoku area and crematoriums showed the lack of capacity. This paper discuss 1) victims in large disasters and capacity of crematoriums, 2) current conditions of crematoriums in the Tokyo Metropolitan area, and 3) policy implications for us.

**Key Words** : *The Great Hanshin-Awaji Earthquake, The Great East Japan Earthquake, Disaster Victims, Crematorium*

### はじめに

2011年3月11日の東日本大震災の発生により死者・行方不明者約18,500人という多大な犠牲者が出たが、東日本大震災では、斎場施設の津波による被災、停電の影響、施設(火葬炉)の数量的不足などにより、宮城県気仙沼市、石巻市、女川町、東松島市、亶理町、山元町では仮埋葬としての土葬が現実のものになった。

2013年12月に中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループが公表した首都直下地震「最終報告」では、都心南部直下地震により甚大な被害が発生、建物の全壊棟数・焼失棟数は約61万棟、経済的な被害は約95兆円、ライフラインや交通施設に甚大な被害、首都中枢機能への深刻な影響、犠牲者が16,000人から23,000人にも及ぶということが想定されている<sup>1)</sup>。

本稿では、①大規模災害発生後の犠牲者に対する対応、②2013年10月に実施した首都圏一都三県の斎場(火葬場敷設)の聞き取り調査の結果に基づく首都圏斎場(火葬場)の現状、③大規模災害と首都圏の対応能力について検討し、今後の課題や問題点を明らかにしたい。なお、首都圏斎場(火葬場)の聞き取り調査から約3年半という時間が経っているが、今日まで首都圏斎場(火葬場)の現状にはほとんど変化がないことは言うまでもない。

### 1. 大規模災害発生後の犠牲者に対する対応

#### (1) 阪神・淡路大震災

阪神・淡路大震災は、人口の集積した大都市圏で発生した地震被害として、1923年9月1日に発生した関東大震災以来の被害をもたらした。1月17日午前5時46分、冬の早朝に発生した阪神・淡路大震災によって、多数の建物や住宅の倒壊、同時多発的な大規模火災、高速道路や新幹線高架橋の倒壊、ライフラインの停止、犠牲者6,434人(兵庫県、大阪府、京都府の合計)、行方不明3人という甚大な被害が生じ、大混乱が発生した。

多数の犠牲者が発生したことを受けて、厚生省(当時)は1月22日、阪神・淡路大震災によって死亡した被災者に限り、埋火葬許可証がなくても遺体を火葬することを認める特例措置を決定し、被災地の地方自治体へ通知

した<sup>2)</sup>。これによって、大震災犠牲者の遺体処置が動き出すようになったが、被災地斎場の能力などの点で被災地での火葬には限界があった。被災した神戸市などの自治体による他都市への火葬依頼が行われただけでなく、犠牲者遺族の自己責任で県内の他都市や他の都府県への遺体搬送による火葬が行われることになった。

神戸市内の市立斎場では地震による建物・設備等の被害がほとんどなかったため、3斎場の51炉を用いて19日より本格的な火葬業務が行われることになった。通常時であれば、一般的に火葬炉は多い日で2回転、普通は1回転であるが、大震災による多数の犠牲者の発生という事態の中で、一日3~4回転の火葬業務が行われた。

大震災発生後、時間の経過とともに、犠牲者数は増加の一途を辿っていった。神戸市内の犠牲者数は、最終的には4,319人となり、神戸市内斎場の火葬能力(1日当たり51炉×3件=153件)を大幅に上回ることが明らかになった。神戸市では震災発生から隣接する地方自治体に対して、火葬の受け入れに関する協力依頼を行っていたが、それでは不十分なことがすぐに分かり、広域的な遺体搬送と斎場利用(火葬)が必要となった。

神戸市の犠牲者の火葬は、神戸市内、周辺の都市、県外の斎場における対応によって2月8日ではほぼ終了した。犠牲者のうち、市内斎場での火葬が約6割、残り4割が他都市斎場で、その内約4割以上が県外の斎場で火葬された。遺体の火葬処理を引き受けたのは34都府県に達し、東日本では東京都、宮城県、栃木県、西日本では宮崎県、鹿児島県などが含まれていた。

#### (2) 東日本大震災

2011年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、M9の巨大地震、大津波により東北から北関東にかけて未曾有の被害をもたらした。大津波によって、全壊124,684戸、半壊275,077戸という建築物被害が生じた。また、福島第一原発の電源喪失によるメルトダウンという最悪の原発事故が引き起こされた。

2017年3月10日現在、人的被害としては死者15,893人、行方不明者2,553人、合計18,466人、負傷者6,152人という数字(警察庁発表)が明らかになっている<sup>3)</sup>。東日本大震災では、非常に多数の津波犠牲者が出たこと

により、阪神・淡路大震災の場合よりも犠牲者への対応が困難であった。岩手県や宮城県の大震災自治体の中では、燃料の供給停止、停電による機能停止、津波による斎場の被災(液状化被害)、道路網の寸断などで斎場が使用できなくなったところもあったが、犠牲者数が斎場の対応能力をはるかに上回っていたために、一時的な土葬＝仮埋葬を検討する自治体が多く出てきた。

釜石市などの岩手県沿岸部の被災自治体ではギリギリのところまで仮埋葬を回避することができたが、宮城県では沿岸部の被災自治体で火葬がなかなか進まず、公衆衛生上保全が困難な遺体を2年の期限で仮埋葬することが検討され始めた。宮城県内では、震災直後、火葬場の被災、停電、燃料不足などのために、県内の火葬能力が1日50～60体程度に低下した<sup>4</sup>。

東日本大震災の犠牲者で、火葬能力の不足からやむを得ず土葬された宮城県の遺体2108体の改葬は、2011年11月19日で終了した。それは、東日本大震災が発生してから実に8ヶ月後のことであった。東日本大震災では、これまで見てきたように大規模災害による犠牲者への対応として土葬＝仮埋葬ということが宮城県で現実化した。それは、津波による斎場施設の被災ということだけでなく、電力や燃料供給の滞りにより地域の火葬能力が大幅に低下したことによる。

## 2. 首都圏斎場(火葬場)の現状と問題点

### (1) 首都直下地震の被害想定

大規模災害でどのように対応したのかということは、今後想定される広域的な大規模災害の発生を考えていく上でも極めて重要なことである。どのように防災・減災に取り組んでいこうとも、大規模災害によって発生する被害や犠牲者を完全になくすことはできないからである。

中央防災会議が公表した首都直下地震に関する報告「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」(首都直下地震対策検討ワーキンググループ、2013年12月)は、首都直下のM7クラスの地震および相模トラフ沿いのM8クラスの地震が発生した場合の被害想定を明らかにしたものである。首都直下のM7クラスの都心南部直下地震により甚大な被害が発生、建物の全壊棟数・焼失棟数は約61万棟、経済的な被害は約95兆円、ライフラインや交通施設に甚大な被害、首都中枢機能への深刻な影響、犠牲者が16,000人～23,000人にも及ぶということが想定されている。

甚大な被害と多数の犠牲者が出ることを想定する最終報告の内容であるが、報告書のその後の部分を読んでも、救急・救命活動と災害時医療や避難所の問題についての言及はあっても犠牲者への対応については完全に空白のまま終わっている。

東京都や神奈川県では、近年、平常時でも斎場の不足により火葬の遅れが一般化してきている。2012年に放送されたNHKのクローズアップ現代では、首都圏、なかでも東京や神奈川での火葬場の混雑問題を取り上げていた<sup>5</sup>。同番組では、葬儀まで一週間以上待たされることで戸惑う遺族の姿、高齢化に伴う死亡者の増加と火葬場の混雑、10年間で30万人増加して126万人に達した年間死亡者数(2038年には170万人に達する予測)などを紹介していた。そこで提起されたことは、高齢化が進行する中で平常時でも極めて深刻な問題となってきた葬送の場の実態である。

### (2) 首都圏の斎場(火葬場)の状況

東京都や神奈川県では、今日でも斎場・火葬場の混雑が深刻な問題となっているが、首都圏の斎場・火葬場の状況を見てみよう。首都圏(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)には火葬場・火葬場併設の斎場施設が87ヶ所、合計で615炉がある<sup>6</sup>。

#### ① 東京都

東京都には、火葬場・火葬場併設の斎場施設が17ヶ所、合計で164炉が存在している。そのうち、区部(23区)の施設としては、瑞江葬儀所(江戸川区、20炉)、戸田葬祭場(板橋区、15炉)、町屋斎場(荒川区、12炉)、桐ヶ谷斎場(品川区、12炉)、代々幡斎場(渋谷区、10炉)、落合斎場(新宿区、10炉)、四ツ木斎場(葛飾区、9炉)、臨海斎場(大田区、8炉)、堀之内斎場(杉並区、8炉)の9ヶ所、合計104炉がある。後述するように、東京都区部の斎場施設は、現状でも絶対的に不足しており、大規模災害を考えると単なる斎場施設の増設では対応できない問題を抱えている。

市郡部(島部を除く)の施設としては、日華斎場・多摩火葬場(府中市、14炉)、南多摩斎場(町田市、12炉)、八王子斎場(八王子市、8炉)などの8ヶ所、合計60炉がある。

#### ② 神奈川県

神奈川県には、火葬場・火葬場併設の斎場施設が20ヶ所、合計で158炉が存在している。横浜市の施設としては、横浜市北部斎場(緑区、16炉)、久保山斎場(西区、12炉)、横浜市南部斎場(金沢区、10炉)、西寺尾会堂(神奈川区、8炉)、横浜市戸塚斎場(戸塚区、6炉)の5ヶ所、合計52炉がある。川崎市の施設としては、かわさき北部斎苑(高津区、16炉)、かわさき南部斎苑(川崎区、12炉)の2ヶ所、合計28炉がある。

横浜市、川崎市以外の施設としては、相模原市営斎場(南区、11炉)、横須賀市立中央斎場(横須賀市、10炉)、藤沢聖苑(藤沢市、8炉)などの13ヶ所、合計78炉がある。

#### ③ 千葉県

千葉県には、火葬場・火葬場併設の斎場が29ヶ所、合計で150炉がある。千葉市の施設としては、千葉市斎場(千葉市、16炉)がある。その他の規模の大きな施設としては、馬込斎場(船橋市、15炉)、市川市斎場(市川市、10炉)、松戸市斎場(松戸市、10炉)などがある。

#### ④ 埼玉県

埼玉県には、火葬場・火葬場併設の斎場が21ヶ所、合計で143炉がある。さいたま市の施設としては、浦和斎場(桜区、10炉)、大宮聖苑(見沼区、10炉)の2ヶ所、合計20炉がある。その他の規模の大きな施設としては、越谷市斎場(越谷市、14炉)、所沢市斎場(所沢市、10炉)、谷塚斎場(草加市、9炉)などがある。

#### ⑤ 首都圏の火葬炉当たりの人口

首都圏の火葬炉当たりの人口をまとめてみたのが表「首都圏の火葬炉当たりの人口」である。東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の四都県からなる首都圏は約3,580万人の人口を抱えており、前述の調査によれば首都圏には合計で615の火葬炉があるので、一火葬炉当たりの人口は58,206人である。四都県それぞれの火葬炉当たりの人口では、東京都が突出して81,097人となっており、次いで神奈川県57,479人、埼玉県50,502人、千葉県41,287人となっている。

さらに、詳細な内容を見ると、東京都23区が87,293人、横浜市71,203人、東京都の市町村(島部を除く)70,364人、相模原市65,506人、さいたま市62,172

人、千葉市 60,253 人となっている。このように、東京都 23 区、横浜市、東京都の市町村、相模原市における火葬場の絶対的な不足が目立っている。東京都や横浜市の場合は今日でも絶対数が不足しており、大規模災害の発生時には極めて困難な状況に置かれることが想像できる。

### 首都圏の火葬炉当たりの人口

(人口は 2013 年 10 月 1 日現在)

名称	炉数	人口	人数/炉
横浜市	52 炉	3,702,551 人	71,203 人
川崎市	28 炉	1,448,196 人	51,721 人
相模原市	11 炉	720,570 人	65,506 人
市町村	67 炉	3,210,425 人	47,917 人
神奈川県計	158 炉	9,081,742 人	57,479 人
23 区	104 炉	9,078,445 人	87,293 人
市町村(除島部)	60 炉	4,221,810 人	70,364 人
東京都計	164 炉	13,300,255 人	81,097 人
千葉市	16 炉	964,055 人	60,253 人
市町村	134 炉	5,228,939 人	39,022 人
千葉県計	150 炉	6,192,994 人	41,287 人
さいたま市	20 炉	1,243,436 人	62,172 人
市町村	123 炉	5,978,370 人	48,604 人
埼玉県計	143 炉	7,221,806 人	50,502 人
首都圏合計	615 炉	35,796,797 人	58,206 人

【出所：神奈川大学佐藤孝治研究室調査、2013 年 10 月】

### (3) 首都圏に必要とされる火葬炉数

片岡佳美・中田友一の論文「火葬炉数から見た阪神・淡路大震災」によると、一般的に、4 万人の都市で大体 1 火葬炉以上あれば十分であると考えられる<sup>7</sup>。この点を参考にすると、千葉県の市町村を除いた首都圏の火葬炉数は圧倒的に不足している。首都圏にいくつの火葬炉が必要かということを考えるために、片岡・中田論文に従って、4 万人に 1 炉という基準で計算すると、表「首都圏で必要な火葬炉数」に示されている結果となった(例えば、横浜市にとって必要な火葬炉数は 3,702,551 人 ÷ 4 万人 = 92.6(93 炉)で計算した)。

### 首都圏で必要な火葬炉数

(人口は 2013 年 10 月 1 日現在)

名称	人口	実際炉数	必要炉数	差
横浜市	3,702,551 人	52 炉	93 炉	▽ 41
川崎市	1,448,196 人	28 炉	36 炉	▽ 8
相模原市	720,570 人	11 炉	18 炉	▽ 7
市町村	3,210,425 人	67 炉	80 炉	▽ 13
神奈川県計	9,081,742 人	158 炉	227 炉	▽ 69
23 区	9,078,445 人	104 炉	227 炉	▽ 123
市町村(除島部)	4,221,810 人	60 炉	105 炉	▽ 45
東京都計	13,300,255 人	164 炉	333 炉	▽ 169
千葉市	964,055 人	16 炉	24 炉	▽ 8
市町村	5,228,939 人	134 炉	131 炉	3
千葉県計	6,192,994 人	150 炉	155 炉	▽ 5
さいたま市	1,243,436 人	20 炉	31 炉	▽ 11
市町村	5,978,370 人	123 炉	149 炉	▽ 26
埼玉県計	7,221,806 人	143 炉	181 炉	▽ 38
首都圏合計	35,796,797 人	615 炉	895 炉	▽ 280

【出所：神奈川大学佐藤孝治研究室】

この表を見ると、首都圏全体では 280 炉の不足が明らかとなっているが、都県別の内訳では、東京都▽169、神奈川県▽69、埼玉県▽38、千葉県▽5 である。さらに詳細な内容を見ると、東京都 23 区▽123、東京都の市町村(島部を除く)▽45、横浜市▽41 となっており、東京都(区部+市町村)と横浜市の絶対数の不足が顕著となっている。

前述の片岡・中田論文によると、火葬炉指数という指標(1 炉 1 年に 300 体を基準にして計算したもの)を導入して検討した結果、「火葬炉指数から驚くようなことがわかる。それは、このたびの大震災で被災地となった神戸市が 0.70 を持っており、全国的に考えても火葬炉数に余裕があった」ということが指摘されている。

また、同論文では、「各炉数を 3 倍にした各斎場の最大火葬可能数と、各斎場の 1 日の火葬数を比較すると、1 月 19 日から 29 日までの 10 日間は、すべて可能数を超えている。これほど限度を超えて火葬しても追いつかず、結局市外や県外での火葬に頼らざるを得なかったという苦労が見て取れる。他都市に比べて火葬炉数が多い神戸市でも、このような状態にあった」<sup>8</sup>と指摘されている。

神戸市のような火葬炉数に余裕があった地方自治体においても、阪神・淡路大震災の発生後、犠牲者への対応が著しく困難になったという事実である。

この点から、平常時においても、必要とされる火葬炉数の絶対的不足が明らかな首都圏、なかでも東京都や横浜市で、災害時にどのような事態が発生するのかということは想像に難くない。そのような事態は東日本大震災をはるかに超えるものになることは間違いないだろう。

## 3. 大規模災害と首都圏の対応能力

### (1) 調査結果から見てきた現実

阪神・淡路大震災と東日本大震災における犠牲者への対応、首都圏の斎場・火葬場の現況分析から見てきたことは、東京都(区部+市町村)や横浜市などにおける火葬炉の絶対数の不足が顕著となっている中で、首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には破綻状態に陥る可能性が大きいことである。

また、第 2 章の首都圏斎場(火葬炉)の実数と必要とされる火葬炉数の比較で明らかになったように、首都圏の 4 都県にある火葬炉数は全部で 615 炉(2013 年 10 月調査)であり、首都圏で必要とされる火葬炉数 895 炉との間には 280 炉というとてもない乖離がある<sup>9</sup>。つまり、大規模災害による甚大な犠牲者の発生ということ想定するまでもなく、高度成長期の地方から首都圏への団塊の世代を中心とした人口移動と今日における人口の急激な高齢化のもとで、首都圏の斎場・火葬場の供給不足問題は既に顕在化している。

今後、高齢化の進展により死亡者数が急増してくると平常時における火葬場の混雑問題がさらに深刻化して機能麻痺に陥る可能性が大きい。首都圏における火葬炉の絶対的な供給不足に関するデータにより、大規模災害が発生した場合だけでなく、将来的には平常時においても広域火葬の考え方のもとでの行政対応や日本財団の「葬斎・火葬船」構想<sup>10</sup>のようなこれまでと抜本的に発想を変えた取組みの具体化が必要になるということを示唆している。

将来的に首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模災害が発生して多数の犠牲者が出るような事態になると、中小規模の自治体ではその対応能力が失われ、公衆衛生の維持が困難になるだろう。

### (2) 首都圏の現状と広域火葬計画

阪神・淡路大震災による火葬状況は、現代社会で発生する大規模災害では広域的な火葬を前提とせざるを得ないことを示している。

#### 1) 国の広域火葬計画策定指針

阪神・淡路大震災後に広域的に火葬を行わざるを得なかったという実態を受けて、1997年11月、厚生省(現厚生労働省)は『広域火葬計画策定指針』を取りまとめで通知した<sup>11</sup>。

同策定指針によれば、災害時の火葬体制については、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、災害対策基本法に基づく防災基本計画が同年7月18日に改定され、同計画において遺体の広域的な火葬の実施についての項目が新設された。

これを受け、1996年1月10日に厚生省防災業務計画が改定され、都道府県は、近隣都道府県等と協力し、広域的な観点から災害時における遺体の円滑な火葬を支援するために、広域的な火葬に関する計画＝広域火葬計画の策定に努めることが求められることになった。一方、市町村には、都道府県が策定した広域火葬計画に関して、職員にあらかじめ十分に周知させ、災害時における遺体の円滑な火葬の支援を準備するように求めた。

国の広域火葬計画の策定指針でいう「広域」とは、基本的に都道府県内の市町村間及び近隣都道府県間の範囲を意味していたことが分かる。東日本大震災後に改訂された現在の防災業務計画でも表現こそ簡素化されているが、広域の範囲についての前提となる考え方に変化はない。

## 2) 神奈川県広域火葬計画

神奈川県の地域防災計画第4節「保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動」の中で、神奈川県広域火葬計画に沿って遺体の処理等を実施することを明記している。

具体的には、「市町村は、遺体の処理については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮し…また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施」<sup>12</sup>に努めると定められている。

なお、神奈川県は、2014年3月、広域火葬計画の実効性を高めるために、神奈川県葬祭業協同組合・全日本葬祭業協同組合連合会との間で「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等に関する協定」<sup>13</sup>を締結した。これは、神奈川県内において災害救助法が適用された災害により多数の遺体が発生した場合、前述の団体に対して、①棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供、②遺体の搬送等の協力、を求めるものとなっている。

大規模災害の発生により多数の犠牲者が出ることを想定すると、このように広域火葬計画を策定し、民間事業者との間で災害時の対応に関する協定を締結することは当然の方向であるが、東京都や神奈川県では、大規模災害が発生した場合、これまで検討してきたような内容から考えて十分に対応できるのかどうか強い疑問が残る。

## 4. まとめ

冬場以外の条件の悪い季節に大規模災害が発生するという事態を想定すると、首都圏の現状ではより迅速な遺体搬送と火葬による遺体処理が必要になることは明らかであり、広域火葬計画に沿った円滑かつ適切な対応が求められるが、果たして国や都県などの広域火葬計画が現実の中で十分に機能するだろうか。

台湾の集集大地震(1999年9月)で大量の遺体が冷凍車に材木のように積み込まれて次々と輸送されるのを目

撃した研究仲間はその信じられないような光景から受けた衝撃を今でも忘れられないと話していた。

阪神・淡路大震災や東日本大震災の場合、気温が低い寒冷期に発生したが、9月1日に発生した1923年の関東大震災のように、季節条件によっては高温によって遺体の腐敗が急速に進行する可能性もあり、斎場・火葬場施設の絶対的不足やそれらの施設の被災の可能性により、犠牲者への対応だけでなく、衛生環境の悪化などにより、地域社会にとって極めて困難な状況が生まれると考えられる。

しかも、東日本大震災後の宮城県のように、犠牲者の取り扱いについて仮埋葬としての土葬の可能性が出てきても、首都圏では仮埋葬の場所が不足する可能性が大きい。そのため、甚大な被害規模から考えても、犠牲者を巡って阪神・淡路大震災や東日本大震災を上回る混乱が生じる可能性が大きい。

普段、斎場(火葬場)という施設は地域の迷惑施設と位置づけられることが多いが、斎場は大規模災害時の公衆衛生や慰霊にとって不可欠なインフラ施設(公共財)でもある。私たち日本人には、歴史的に、考えたくないことや想像したくないことは起こらないと思いつつ傾向があることを忘れるべきではない。

<sup>1</sup> 中央防災会議・首都直下地震対策検討ワーキンググループ、『首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)』、内閣府、2013年12月。

<sup>2</sup> 1.17神戸の教訓を伝える会、『阪神・淡路大震災被災地“神戸”の記録』、ぎょうせい、1996年、18頁。

<sup>3</sup> 緊急災害対策本部、『平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について』、内閣府、2011年3月。

<sup>4</sup> 読売新聞、『火葬できず土葬された遺体の「改葬」終了へ』、2011年11月19日。

<sup>5</sup> NHK・クローズアップ現代、「お葬式が出せない どうする葬送の場」、2012年12月5日放送。

<sup>6</sup> 首都圏の火葬場・火葬場併設の斎場の状況については、2013年10月に佐藤孝治研究室が電話により調査したものである。人口については、斎場・火葬場の電話による調査時期と同じ2013年10月1日現在のデータを使用した。

<sup>7</sup> 片岡佳美・中田友一、「火葬炉数から見た阪神・淡路大震災」『中京大学教養論叢』第42巻第三号、中京大学、2002年2月、453頁。

<sup>8</sup> 同上、458頁。

<sup>9</sup> 佐藤孝治、『大規模災害と犠牲者への対応—首都圏斎場の能力と課題』(ブックレット・暫定版)、公益社団神奈川県地方自治研究センター、2016年11月。

<sup>10</sup> 日本財団、『「葬斎・火葬船」構想調査委員会 調査報告書：最愛の方のための「葬斎・火葬船」そうまる』の提案』、2008年3月。

<sup>11</sup> 厚生省、「広域火葬計画の策定について」『厚生省防災業務計画』、厚生省・衛企第162号、1997年11月13日、141-144頁。

<sup>12</sup> 神奈川県安全衛生局、『神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)』、神奈川県、2012年4月、138頁。

<sup>13</sup> 神奈川県記者発表資料、「災害時における葬祭用品の供給等に関する協定を締結しました」、神奈川県、2014年3月26日。